

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

| | | | |
|----------|--|------------------|--------|
| 第57回 | 平成22年10月26日開催 | 午後6時30分から午後7時50分 | 議会大会議室 |
| 出席委員 | 別紙のとおり | | |
| 学識経験者 | 牛山氏 | | |
| 検討連絡会議委員 | なし | | |
| 事務局等 | 寺尾、徳永、佐藤、井口、林、山岸、高山 | | |
| 傍聴者 | 1名 | | |
| 配布資料 | 【資料1】第61回運営会次第 【資料2】新宿区自治基本条例逐条解説 【資料3】広報特集号(11月25日号の区民検討会議に関する原稿) 【資料4】第55回区民検討会議開催概要 【別添資料1】第43回検討連絡会議資料一式 | | |

1 第62回運営会報告

第57回区民検討会議の進め方について

10月21日開催の第43回検討連絡会議で検討される逐条解説を区民検討会議で説明、報告することとした。

区広報臨時号の区民検討会議に関する記事について、編集委員の野尻委員を中心とし、出席可能な運営委員も加わって編集を行うこととした。また、次回区民検討会議の開催日の前に入稿をしなければならないことから、記事内容については、基本的に編集委員に一任されている。そこで、入稿した原稿を第57回区民検討会議で掲示することとした。

区民検討会議検討経過報告書(平成22年度)に載せる感想文について

この報告書に、区民検討委員の感想文を載せたいという提案が事務局よりあった。運営会として、これに協力することを了承した。これを受け、第57回区民検討会議で感想文掲載までのスケジュールを含めた説明を事務局が行うこととした。

2 第43回検討連絡会議報告

地域報告会の開催について

・地域報告会担当表(案)が了承された。

・11月1日(月)～12月18日(土)の期間中に計10回開催。各回の開催時間は1時間半とした。

・当日の挨拶の内容は、司会、進行の担当者に一任された。条例の説明は、事務局が作成したパワーポイントを使用する。質疑には、区民、議会、行政の3者の各2名の計6名で、応答する。

・当日に配布される資料について、検討が行った。その結果、自治基本条例のパンフレット、逐条解説集、事務局作成のパワーポイントが配布資料として了承された。なお、区民討議会概要版、区民検討アンケートの結果要約版は、参考資料として配付されることとなった。

・地域報告会についてのチラシ・ポスター(案)について、検討し、一部修正が行われた。チラシ・ポスターは、特別出張所、図書館で配布・掲示される。ポスターは、各町会・自治会に掲示をしてもらう。

条例逐条解説について

新宿区自治基本条例案逐条解説について、(案)からの変更点を中心に、以下のとおり、報告があり、

検討連絡会議としては了承した。

以下の表記上、「 」、「 」とは、逐条解説(案)の を逐条解説では に修正したことを意味する。

(第1章 総則)

・第2条(定義)関係:「関わってもらい」「関わり」、「協力してもらう」「協力していく」。主体的な表現にするため。「住所を有する者である住民、それに」「住所を有する者である住民、更に」。住民が自治の主体であることを表現するため。

また、公共サービス基本法の条文を引用しての説明を止め、平易な説明に書き換えた。

さらに、地方公務員法の条文を引用しての説明を止め、具体的に該当する職員についての説明に書き換えた。

・第3条(基本理念)関係:なお書きに、「検討の過程において議論にのぼった」を追記した。「恒久平和の追求」、「地球環境の保全」、「国際性・多文化共生」などの議論が、条例の検討過程にあったことを明示するため。

(第2章 区民)

・第5条(区民の権利)関係:「区政に参加する権利」の解説文の文言を整理した。多様な方法によって区民の参加を保障する旨を明瞭にするため。

また、なお書きの中で、「住民でなくては受けることができないサービス」について言及しているが、それが地方自治法第10条第2項に言うサービスであることを明示した。

・第6条(区民の責務)関係:「新宿区は国内外から様々な目的を持った人が集うまちであり、ともに暮らすまちです。」を追記した。「この地(区内)」の性格を明瞭にするため。

(第3章 議会等)

・第7条(議会の設置)関係:「関わってもらうことが重要です」「区と関わっていくことが重要です」。主体的な表現にするため。

(第5章 区政運営の原則)

・第14条(区政運営の原則)関係:第5項の解説文において、「第3条第3項」「第5条第3項」。引用に誤りがあったため。「区民と区が、」「区民と区の行政機関が、」。条文に合わせるため。

(第6章 情報公開及び個人情報保護)

・第15条(情報公開)関係:「なお、情報公開に関し、より詳細な規定については「新宿区情報公開条例」等で定められています。」を追記した。情報公開の方法などについては当該条例等が規定しているため。

・第16条(個人情報保護)関係:「情報の公開が必要である一方、情報が氾濫する社会において、「個人情報を保護すること」も大変重要なことです。」「情報の提供や公開を積極的に行う中で、区の行政機関と議会は、個人情報の収集、補完、利用にあたり、個人情報を保護しなくてはなりません。また、個人情報保護とその利用は対立すべきものではなく、調和すべきものです。」この条文は、区の行政機関と議会に対しての規定であることから、解説文を全面的に書き換えた。

また、「なお、個人情報の保護に関し、より詳細な規定は「新宿区個人情報保護条例」等で定められています。」を追記した。個人情報保護の方法などについては当該条例等が規定しているため。

(第7章 住民投票)

・第17条(住民投票)関係:(参考)として挙げられている「個別型と常設型」において、個別型について、「長や議員の提案または住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て住民投票条例を制定する制度です。」を追記した。より詳しい説明をするため。

また、第2項の解説文において、「年齢満18歳以上」「年齢満18年以上」。他の部分と整合性が図るため。

・第18条(住民投票の実施)関係:第1号について、「まず、第1号は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって請求があった時には、住民投票を実施することを規定しています。」「まず、第1号は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者から、その総数の5分の1以上の者の連署をもって請求があった時には、住民投票を実施することを規定しています。」と「なお、区内に住所を有する年齢満18年以上の者の具体的な要件については別に条例で定めることとしました。」に分割・修正した。条文そのものを使用していた解説文を2文に分けて、平易な説明にするため。

(第8章 地域自治)

・第21条(地域自治)関係:第3項の解説文において、「適切なのか、拙速に決めないこととしました。」「適切なのかについては、今後引き続き検討していくこととしました。」拙速という表現が誤解を与える恐れがあるため。

(第10章 国、他自治体及び関係機関との連携及び協力等)

・第24条(国際社会との関係)関係:「新宿区は多くの外国人が住み、」「新宿区は、国内外の様々な人が住み、」。前文等の表現に合わせるため。

3 広報臨時号(11月25日号)について

- ・区民検討会議でのワークショップの場面の写真を区広報に掲載することが了承された。
- ・区民検討会議に関する記事の編集作業は、編集委員の野尻委員のほか、運営委員の高野委員、土屋委員、樋口委員、大友委員、竹内委員、和田委員及び事務局で、3回にわたり行った。編集委員の野尻委員より、記事の原稿についての説明が行われた。

4 「2 第43回検討連絡会議報告」と「3 広報臨時号(11月25日号)について」の説明に対する質疑 2と3に対する質疑は別紙のとおり

5 事務連絡等

検討経過報告書の感想文原稿について

・事務局より、感想文掲載の提案と、掲載までのスケジュールについての説明があり、提案どおり、了承した。【決定】

なお、感想文の締め切りは11月12日(金)であり、同封した原稿用紙に記入し、郵送、ファックス、直接持参の方法で提出する。

懇親会について

・区民検討委員主催で懇親会を開催する旨が委員より報告があり、出欠の返信の依頼があった。

写真撮影について

・第57回区民検討会議終了後、出席委員全員の集合写真の撮影することが了承した。なお、過去に撮影した写真のほか、今回会議と次回会議で撮影する写真を、区広報特集号や区民検討会議、検討連絡会議の3年間の取り組みについての報告書作成にあたり使用するを了解した。【決定】

以上

第57回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

| 番号 | 氏名 | フリガナ | 57回 会議 |
|-----|--------|-----------|-----------|
| 1 | 高野 健 | タカノ ケン | |
| 2 | 津吹 一晴 | ツブキ カズハル | × |
| 3 | 黒川 孔晴 | クロカワ ヨシハル | |
| 4 | 野尻 信江 | ノジリ ノブエ | |
| 5 | 富井 敏弘 | トミイ トシヒロ | |
| 6 | 古澤 謙次 | フルサワ ケンジ | × |
| 7 | 和田 博文 | ワダ ヒロフミ | |
| 8 | 野村 晃 | ノムラ アキラ | |
| 9 | 安田 明雄 | ヤスダ アキオ | |
| 10 | 城 克 | ジョウ マサル | |
| 11 | 斉藤 博 | サイトウ ヒロシ | × |
| 12 | 森山 富夫 | モリヤマ トミオ | × |
| 13 | 吉川 信一 | ヨシカワ シンイチ | |
| 14 | 樋口 蓉子 | ヒグチ ヨウコ | × |
| 15 | 来栖 幹雄 | クルス ミキオ | |
| 16 | 山下 馨 | ヤマシタ カオル | |
| 17 | 徳永 久子 | トクナガ ヒサコ | × |
| 18 | 小林 辰男 | コバヤシ タツオ | × |
| 19 | 竹内 妙子 | タケウチ タエコ | |
| 20 | 水谷 元啓 | ミズタニ ユキヒロ | × |
| 22 | 犬竹 紀弘 | イヌタケ トシヒロ | |
| 23 | 河村 寛二 | カワムラ カンジ | × |
| 24 | 大友 敏郎 | オオトモ トシロウ | |
| 25 | 田中 尚典 | タナカ ナオリ | |
| 26 | 渡辺 翠 | ワタナベ ミドリ | × |
| 27 | 井上 愛美 | イノウエ アイミ | |
| 28 | 植木 康雄 | ウエキ ヤスオ | × |
| 29 | 今井 茂子 | イマイ シゲコ | × |
| 30 | 中村 国敬 | ナカムラ クニヒロ | |
| 31 | 土屋 慶子 | ツチヤ ケイコ | |
| 32 | 三木 由希子 | ミキ ユキコ | × |
| 参加者 | | | 18 |

質疑応答

ファシリテーター 何か質問はありますか。

委員 「18 歳以上」を「18 年以上」に修正している。「歳」と「年」の違いはあるのか。他の自治基本条例を見ても、「歳」を使っていると思う。

事務局 法律用語として「年」を使っています。「歳」と意味は同じです。他の法律と整合性を取って、「年」を使っています。

委員 刑法でも「歳」を使っている。法律用語として必ずしも「年」を使っているわけではない。

事務局 他の全ての法律ではありません。公職選挙法と国民投票法を指して「法律」と言いました。そこでは、「年」を使っているのだから、それに合わせて「年」を使っています。

牛山教授 法令で年齢を言い表す場合、満年齢を示すために「年」や「月」を用いる事が通例です。とくに、投票権などは、満年齢によって得られることになるので、このように表記することが多いです。

委員 この条例を議会に提出した際に、全会一致ではなく、多数決で可決された。各委員会や本会議でどのような点が議論されたのか。

委員 私は議会を傍聴した。この条例に対して、議員の1人が反対し、1人は退席した。

委員 【資料3】条例制定までの区民検討会議の取組みに、『牛山先生から「自治基本条例と地方分権」をはじめとして、その都度、各検討項目に沿った講義があり、長時間の激論を納得のいく方向へと導いてくださいました』と書かれている。主体は区民であり、牛山教授は助言をされてきた。よって、「アドバイスをいただいた」などの表現が適切だと思う。また、地域報告会では委員と出席者の意見交換を大事にしてほしい。そして、この条例をつくったから終わりではなく、始まりだと認識するべきである。

ファシリテーター 他に意見はありますか。

委員 素案の説明会の際に、障害者も参加した。全体的に時間が足りなかったと思う。障害を持った方と意思疎通するには、時間がかかることを認識して、配慮してほしい。

事務局 手話を用いて質問された方がいました。そのため、多少なりとも時間がかかりました。今のご意見も含め、これからも十分に配慮して進めていきたいと考えています。

ファシリテーター 他に意見はありますか。

委員 区民の定義については、みなさんで議論した。地域報告会では、みなさんの想いを語っても良いと思う。

ファシリテーター 他に意見はありますか。

委員 地域報告会での議論は自治基本条例の趣旨や方向性に反映できない。それは、やむを得ないと思うが、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直すという規定もある。地域報告会での意見については、見直す際の参考の1つにしてほしい。それは可能であるか。

事務局 地域報告会での意見は、事務局として会議録に残します。そして、今後、検討する際には、それらの意見を引き渡したいと考えています。

ファシリテーター 他に意見はありますか。では、これで質疑応答を終わります。